

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画（変更）

泉佐野市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 北中地域

(1) 現況

当地区は、市の北部に位置する市街化区域の平坦部であり、野菜栽培が盛んである。生産緑地においては、水稻とともに本市のブランド野菜の水ナスのハウス栽培をはじめブロッコリー、セロリ等の土地利用型の軟弱露地野菜経営がおこなわれている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 日根野地域

(1) 現況

当地区は、市の南東部に位置する市街化区域を含む平坦部であり、野菜栽培が盛んである。農用地については、水稻とともに本市の基幹農作物であるキャベツ・ねぎ・たまねぎ等の土地利用型の露地野菜経営がおこなわれており、野菜類の施設園芸も行われている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 稲倉池地域

(1) 現況

当地区は、市の西部に位置する市街化区域の平坦部であり、野菜栽培が盛んである。生産緑地においては、水稻とともに本市のブランド野菜の水ナスのハウス栽培をはじめカリフラワー、ブロッコリー、トウモロコシ等の土地利用型の軟弱露地野菜経営がおこなわれている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 安松地域

(1) 現況

当地区は、市の南西部に位置する市街化区域を含む平坦部であり、野菜栽培が盛んである。農用地については、水稻とともに本市の基幹農作物であるキャベツ・たまねぎ等の土地利用型の露地野菜経営がおこなわれており、野菜類の施設園芸も行われている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5. 大木地域

(1) 現況

当地区は、市の山間に位置する水田地帯であり、稲作を主体とした農業経営が営まれている。農用地については、水稻とともに里芋等の農産物が作付され、土地利用型の露地野菜経営が行なわれている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 6. 上之郷地域

### (1) 現況

当地区は、市の南西部に位置する水田地帯であり、ほ場整備事業が完了している地区もあり、キャベツ・たまねぎ・さといも主体の土地利用型農業を中心に、水なす、ミニトマト等の施設栽培も行われている。

### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 7. 長滝地域

### (1) 現況

当地区は、市の南西部に位置する市街化区域を含む平坦部であり、野菜栽培が盛んである。農用地については、水稻とともに本市の基幹農作物であるキャベツ・たまねぎ等の土地利用型の露地野菜経営がおこなわれており、野菜類の施設園芸も行われている。

### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 8. 岡本地域

### (1) 現況

当地区は、市の南西部に位置する市街化区域を含む平坦部であり、野菜栽培が盛んである。農用地については、水稻とともに本市の基幹農作物であるキャベツ・たまねぎ等の土地利用型の露地野菜経営がおこなわれており、野菜類の施設園芸も行われている。

### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 9. 樫井地域

### (1) 現況

当地区は、市の南西部に位置する市街化区域を含む平坦部であり、野菜栽培が盛んである。農用地については、水稻とともに本市の基幹農作物であるキャベツ・たまねぎ等の土地利用型の露地野菜経営がおこなわれており、野菜類の施設園芸も行われている。

### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	北中地域	法第3条第3項第1項に掲げる事業
②	日根野地域	法第3条第3項第1項に掲げる事業
③	稲倉池地域	法第3条第3項第1項に掲げる事業
④	安松地域	法第3条第3項第1項に掲げる事業
⑤	大木地域	法第3条第3項第1項に掲げる事業
⑥	上之郷地域	法第3条第3項第1項に掲げる事業
⑦	長滝地域	法第3条第3項第1項に掲げる事業
⑧	岡本地域	法第3条第3項第1項に掲げる事業
⑨	檜井地域	法第3条第3項第1項に掲げる事業

法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし